

小値賀町議会第二回定例会は、平成二十一年六月十七日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
横	松	立	伊	岩	浦	小	土	加	宮
山	永	石	藤	坪		辻	川	山	崎
弘	勇	隆	忠	義	英	隆	重	雅	良
藏	治	教	之	光	明	郎	佳	徳	保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	中山	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	升水	尾野	尾崎	大田
憲道	敏章	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	裕司	英昭	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成二十一年六月十七日（水曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 報 告 第 一 号 平成二十年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 報 告 第 二 号 平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第七 議案第二八号 専決処分事項の承認を求めることについて（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
- 第八 議案第二九号 専決処分事項の承認を求めることについて
（小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第九 議案第三〇号 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第六号））
- 第十 議案第三一号 小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十一 議案第三二号 小値賀町有めす牛貸付事業基金条例の一部を改正する条例案
- 第十二 議案第三三号 小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第十三 議案第三四号 小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十一年小値賀町議会第二回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、三番・土川重佳議員、四番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から六月十八日までの二日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から六月十八日までの二日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、平成二十一年小値賀町議会第二回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

総務課関係について申し上げます。

以前お話ししておりました、「日本で最も美しい村」連合への加盟の話につきましては、申請はいたしましたものの、連合事務局の審査が悪天候のため延期となっておりましたが、七月二十一日に自治体の首長及び地域の代表者への聞き取り調査及び実地検分をすることになっております。状況については、認定されるものと思っております。

住民課関係について申し上げます。

戸籍関係について申し上げます。

戸籍の情報化につきましては、国の地域活性化生活対策臨時交付金事業として、二十年度繰越事業として計画しておりますが、六月に業者によるデモを行い、業者の選定をいたしました。七月から具体的な作業を始めます。

福祉関係について申し上げます。

高齢者のねんりんピックに、小値賀町の太極拳の愛好者が初めて出場いたしました。好評だったようです。

保健関係について申し上げます。

特定健診につきましては、五月から事前採血を実施いたしました。今年は、前年度の反省や住民の意見を参考にエコー検査の実施や秋の健診実施など、多くの方に受診してもらえるように改めました。

新型インフルエンザについては、先週、WHOが「フェーズ六」を宣言し、大きな社会問題となっております。小値賀町におきましても、これからPTPをはじめ、観光シーズンを迎えます。保健の立場から関係機関と協議をしているところです。

環境関係について申し上げます。

環境省の直轄事業で「重点海岸漂流・漂着ごみクリーンアップ事業」の採択を受けました。これは緊急雇用対策としても位置づけられており、小値賀町では、柳・浜津地区海岸が対象となっております。六月は環境月間の行事として七日に空缶

キャンペーンを実施し、七百九十一人が参加し、二千八百七十八個の空缶、五百十五個のペットボトルなどを回収しました。十六日には、保健所と不法投棄パトロールを実施いたしております。七月七日に小中高合同海岸清掃、十二日には町民参加の海岸清掃を予定いたしております。生ゴミ処理機の購入補助につきましましては、現在までに十五件の方が利用されています。今後、公民館との共催事業で「上手な堆肥の作り方」等の講習会を予定いたしております。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班関係では、町内の重要な森林保護のため、松くい虫防除事業を毎年実施いたしておりますが、今年も、ヘリコプターによる空中散布と地上散布を実施いたしました。一部の松林で松毛虫の異常発生が見られましたので、地上散布については、防除面積を拡大して防除にあたりました。また、六月五日に開催されました子牛のせり市については、二月及び四月の市と比較すると値は戻っていますが、以前の価格に比べますとまだ低く、また、次の市がどうなるのか、予断を許せない状況であります。

商工観光班関係では、四月から定額給付金の支給に伴い、町内の消費促進による商工業の活性化を図るため、商品券にプレミアムをつけた事業を商工会と連携して実施いたしました。引き換え状況が低調であったことから、今月より制度を見直して、引き続き利用促進を図っていくことにいたしております。

観光関係では、自然体験や農業・漁業等の生活体験を中心とした体験型観光を、「おぢかアイランドツーリズム協会」と連携しながら進めており、雑誌・パンフレット等を活用して、広くPRを行なっております。

今年度もアメリカからの国際親善大使PTPが昨日から小値賀町に入り、大島や本島での民泊や学校交流を始め、小値賀の人たちとの暖かい交流が一ヶ月間実施されることになっております。また、夏本番を前に、京都からの修学旅行や子ども農山漁村交流など、各種の事業が予定されておりますが、引き続き関係団体と連携・協力しながら交流人口拡大に努めてまいります。

じげもん推進班では、じげもん販路拡大事業の一環として、四月十二日に福岡小値賀会で、「じげもんセット」販売事業及び「インターネット通販事業」について、ご案内とご協力をお願いを行いました。

今月十四日、日曜日に、町総合体育館前広場において、町内の産業が一丸となった「第四回小値賀町じげもん祭り」が実行委員会主催により開催されました。このイベントは、地元産品に対する理解を深め、今後の消費拡大と特産物の育成、そ

して町民の交流の場と親睦の場を提供することで、町民の輪とじげもんの輪を築き、地域活性化に寄与するイベントとして期待をいたしているところです。

建設課関係では、厳しい経済状況や雇用情勢に対応するため、二十一年度予定している工事については出来るだけ早期発注の実施に努めます。また、斑地区下水道が本年四月に供用開始いたしております。接続に関する地元説明会を開催するなど、水洗化の向上に努めております。

教育委員会関係について申し上げます。

各学校の入学式も終了し、在校児童・生徒数が固まっていますので、ご報告します。幼稚園は二十一名で、前年度比五名の減、小学校本校は九十七名で、前年度比十名の減、大島分校は六名で、前年度比一名の増、中学校は八十名で、前年度比六名の増となっております。また、小中高一貫教育については、各学校の先生方が今回の定期異動により新しく転入されましたので、本格実施となつて二年目となります小中高一貫教育の取り組み、課題等を説明いたしました。今後は、新しい推進体制を再編成して、本町の特色ある教育の確立へ向けて取り組んで行きたいと思っております。

町立図書館は、ふれあいプラザ事業の竣工により、新しい図書館システムも導入され、新たな環境の中で四月一日から、図書館サービスを提供いたしております。四月からの利用状況については、昨年と変わらない状況ですが、今以上の高度な利用者サービスを提供することにより、より良い図書館づくりに努め、町民の期待に応えるように努力したいと思います。

また、ふれあいプラザ事業のもう一つの目的である「放課後子ども教室」については、昨年同様に国庫補助を活用し、図書館の多目的室を拠点とした様々な活動を展開し、子どもたちの安全、安心な居場所として活用を図ることによって、健全育成に繋げて行きたいと思っております。

診療所関係につきましては、二名の医師による的確な医療業務が行われています。四月には、高校生を中心に季節性のインフルエンザが流行し、院内感染防止のため、発熱患者のマスクの着用の徹底と、一般患者とは別室での診察を行いました。

五月から、七十五歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種を開始し、五月末で百三十四名の方が接種いたしております。新型インフルエンザ対策としまして、マスク、インフルエンザ検査キット、医薬品のタミフル・リレンザの備蓄等を行っています。

正規の看護職員の人員が不足している中、臨時看護師や補助看護で何とかカバーしている状況で、医療サービスの低下や職

員就労環境面からも早急に看護師の確保を図りたいと考えております。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正額は五千八百六十万円、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、二十四億四千六十万円であり、前年同期の予算に比べ、一億四千五百九十万円の減となっております。

特別会計補正予算は、簡易水道事業特別会計他、二会計で、一千二百九十五万七千円の補正となっております。

他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案十一件、報告二件の合計十三件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

八番・立石隆教議員

八番（立石隆教） 私は、町長に「今流行している新型インフルエンザに対する町の取り組みと毒性の高い今後発生すると思われる新型インフルエンザ対策について」伺います。

つい先日、六月十二日には、WHOは今世界的に流行している新型インフルエンザH1N1型を「フェーズ六」に引き上げました。すなわち、パンデミックの宣言をしました。私は以前、二〇〇五年十二月の定例会に鳥インフルエンザについて伺い、また、やがて訪れるであろうパンデミック、驚異的な世界的な流行ということに対応するための準備、対策について、昨年の三月定例会の一般質問で伺いましたが、まさに危惧していたことが現実なものとなりました。

強毒性を心配されたH5N1型ではなく、今流行しているのはH1N1型で、毒性も比較的弱いと言われている新型インフルエンザですが、驚異的な大流行となってしまうました。国をはじめ、長崎県でも各市町でもこれに対する対応をいち早く行っているところがございますが、本町におきましても、事前に準備していた『対応マニュアル』に基づいて速やかにか

つ適切に動いておられることと存じます。具体的な取り組みと対応について伺いたいと思います。

まず、WHOが今回の新型インフルエンザの発生を認定し、「フェーズ四」に引き上げられたのが四月二十七日でありますが、その時点での本町の動きはどうであったのか。二十九日にはすぐに「フェーズ五」に引き上げられ、世界全体で感染に対して警戒態勢が強まる中、国内ではまだ患者が発生していない段階ながら、本町の対応はどうであったのかを伺います。さらに、本年五月九日に、成田空港検疫で国内初の感染者が確認された時点からの具体的な本町の対応を伺います。

また、帰国者以外で初めて感染が確認されたのは五月十六日でしたが、その時点からの危機意識はどのように持たれたのか。その意識は行政としてどのような具体的な行動につながったのかを伺います。

その後、神戸を中心に全国へ広がり、九州福岡・鹿児島へも上陸しました。昨日は、長崎県でも一名発生したとの報道がなされております。これで、現在、全国二十六都道府県で、昨日の段階では六百二十九人の感染が確認されているようです。十二日にはWHOは「フェーズ六」を宣言しましたが、現在取っている小値賀町としての具体的な対応を伺います。

幸いというのも語弊がありますが、パンデミックとはいえ、今流行している新型インフルエンザは比較的毒性が弱いというウイルスのようで、極端なパニックにはなっていないようですが、今回の流行は今後の対策に大いに示唆を与えるものだと考えます。

現段階での新型インフルエンザ対応も重要ですが、併せて、今年の秋以降の再度感染が拡大する恐れのある問題に備えることも重要なポイントです。また、鳥インフルエンザを始めとする毒性が強い可能性の高いH5N1型の新型インフルエンザのパンデミックについても大いに気にかかるところです。

今回の流行で、いろいろ具体的な問題点、小値賀だからこそ考えなければならぬ点など、現実味のあるポイントが浮かび上がっております。新型インフルエンザに対する小値賀町の対応マニュアルの見直しと、さらなる具体的な行動計画の策定などについてのお考えを伺います。

また、その場合、どのような点が小値賀には重要なのか、何に気をつけなければならないのか、どのように準備を整えていくのかについて現在の見解を伺います。

以上ですが、再質問があれば、質問者席からさせていただきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

新型インフルエンザにつきましては、四月にメキシコで発生した豚インフルエンザをWHOが『新型インフルエンザ』と発表し、それが短期間に全世界に広まり、連日、テレビや新聞で報道されているところがございます。

先日は、福岡や東北まで感染が広がり、これから冬に向かう南半球で感染が進みつつあります。そういった中で、先週の金曜日にWHOが「フェーズ六」を宣言いたしました。

また、県内でも昨日、渡米した長崎市の夫婦が帰国し、奥さんの方が陽性反応を示したというふうには、昨日九時のニュースで知りました。

国は、鳥インフルエンザから変異した強毒性のインフルエンザを想定し、平成十七年十二月に行動計画を策定し、毎年見直しをしていきましたが、今回、思わぬ形で新型インフルエンザが発生し、行動計画に基づき対応する中で、いろいろな問題が発生し、行動計画の見直しをしたところでございます。

長崎県は、県下の全ての市町に対し、速やかに行動計画・対応マニュアルを策定するように指導いたしております。本町においては、平成二十年に保健所と協議しながら、基本的な対応マニュアルを策定いたしております。

一つ目の質問でございますが、現在流行している新型インフルエンザ対策については、広報に関しては、住民へのチラシ各戸配布を二回、人での多い場所へのポスター掲示、強毒性のインフルエンザに関するリーフレット配布でございます。準備品については、防護服キットを三十着、マスクや手袋などを備蓄いたしております。

また、上五島保健所との協議を二回行い、PTP発症を想定した対応の確認や防護服の着脱勉強会を実施いたしております。二つ目の質問ですが、小値賀町が策定したマニュアルは、昨年一月のもので、このように実際に発生する前の段階でございます。不十分なものであると認識いたしており、現在、課長会を通して細かいマニュアル作りを早急にやるよう指示いたしているところです。

三つ目につきましてお答えいたします。町内で発生していないため、問題点といっても具体的に出ているわけではありませんが、細かい部分でいろいろな疑問点はございます。これから、早急にマニュアルの見直しを行う必要があると考えております。

四つ目の質問ですが、弱毒性であれば季節性インフルエンザと同じと考えて、それほど危機感を持ちませんが、強毒性へ

の変異や鳥インフルエンザからの変異によるものが出てきたら大変なことになるという認識を持っています。その中で、新型コロナウイルス対策行動計画・マニュアル作りは特に緊急かつ重要な業務だと考えております。

今後の方針といたしましては、役場の各課を主要な分野ごといくつかの班に分け、それぞれの分野で、感染の段階ごとに行動マニュアルを策定し、全体で重複や漏れがないかを確認して、まとめることになろうかと思えます。対策の内容は多岐に渡ります。主なものは、住民の方々への情報提供や住民の方々自らがやるべきことの啓蒙、医療機関である診療所の医療体制の確認、優先するべき社会機能の維持対策、町外からの侵入防止のためのチェック体制、学校施設等の集団感染対策や学校閉鎖等のタイミング、備蓄する用品、関係機関との連絡体制などになります。

スケジュールについてでございますが、従来は流行がおさまる梅雨に入っても新型コロナウイルスの感染は止まっております。そういうことでは、これから早急におおよそ二・三ヶ月ぐらいで策定したいと考えています。以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 大変行政とすれば難しい状況が生まれてきているなあというふうに思えます。強毒性が懸念される鳥インフルエンザもやがて流行するだろう、これは「だろう」ではなくて、「いつ」流行するかにもグレードが上がっているわけですから、そういう点ではそれはひとつきちつと、どう対応するかというのを作っていかなきゃいけないというのは一つ。今発生している新型コロナウイルスに対する対応は、すでにやっておられる、それをどう強化していくかという問題、それから今度の秋に対してもう一回流行が、その同じH1N1型が流行するであろうとも言われていますが、これに対するまた対応、それについてはワクチン等が出来てくるでしょうが、それが小値賀にとつてはどれぐらいの量が入ってくるのかという問題、全国の国民の頭割しても足りない、どうも製造のようですから、それをどうやってうちは確保するかという問題、とにかくこの一年は大変なことだろうなあというふうに思います。

どうか、腹をくくってですね、対処してほしいと思えます。それでは、少し細かいことをお伺いをさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、いろいろと「フェーズ四」が上がった時点から関心を持っておられるということは答弁の中から感じ取ることができましたが、事前に作っていた小値賀町の新型コロナウイルスについては、「フェーズ四」

以降について作っております。「フェーズ四」というものが出された時点で、小値賀町は新型インフルエンザ、これは対策本部じゃなくて、警戒本部ですかね、というのを立ち上げるとなっておりますが、これはいつ立ち上げられたのかということ伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） すみません。宙に覚えていますので、住民課長の方から答弁させます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

国内でニュースになってから、県の方も早急にそのことについて、市町にどんどん情報を送るようになってまいりました。そういった中で、ちょうどゴールデンウィークの前後だったかと思いますが、小値賀町では五月一日に対策本部というところで、県内でも半分ぐらいの市町がいきなり対策本部を立ち上げたものですから、小値賀町でも一応対策本部という形で立ち上げさせていただきました。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） まだ「フェーズ四」の段階では外国の問題だという感じがあったもんですから、そういう点では早急に動くということがなかなか出来なかったというのは解りますが、これは今回のことを考えますと、あれが日本に入ってきたかなんたら、それでよかったかなあと思うんですが、こうやって入ってくるということを前提にしなければいけないとなると、もう「フェーズ四」が示された段階で実は直ぐに立ち上げると、自動的に立ち上げるといふぐらいのことは若干何日間か後のようですから、それは今回のことを参考にすべきだといふふうにご指摘をしておきます。

それから、対策本部の下に防疫消毒班とか搬送班とか医療班とか、広報情報班というのが作られるようになっておりますが、これも同時に機能し始めたんでしょうか。で、その中で、一番機能したのは、外部から見ていると広報情報ということに、かなりウエイトをかけたように思っておりますが、防疫消毒班等の動きはどうであったのか。

その辺のところを伺いたいと思います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

対策本部を立ち上げたんですけれども、当時、まだ国内に入ってくるか来ないかのレベルでございました。国内に入ってから、またこの小値賀町に入ってくるか来ないかというのは、今の時代ですからいつ入ってくるかも判らないんですが、当初は、まだしばらくはかかるだろうと…。そういうふうな中においては、『発熱外来』という点で行動するという事になつておりますので、実際の内容とすれば、警戒本部の内容に近い形で、住民への指導・啓蒙、それと情報を早くキャッチすることと、相談体制を構築すると、そういったことのみを重点的に考えておりました。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 聊か細かいことをお伺いしましたが、今回のことで私は見ててですね、ちよつと危機感が薄かつたんじゃないかと。私も大体自分の気持ちとしてもですね、小値賀までは来ないだろうっていうぐらいの気持ちを持っておりまして、まあ小値賀どころか、九州には入らないだろうぐらいには思っておりました。

そういうふうなことの、所謂、感覚が間違っているということを、我々は今回学ばなければいけないというふうに思いますが、ですから、早いうちから体制を整えるということは、今回のことで是非、教訓としていただきたいというふうに思っております。

そこですすね、ホームページ等においても情報の公開ということにおいては、やるというふうにマニュアルに書いておりますが、今、小値賀町のホームページを開いて、この新型インフルエンザについて『緊急告知』として書いてあるところがありませんか、ありませんか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

ホームページという方法でございますが、正直申しまして、あまり重視はしておりませんでして、私どもも取り合えず、その新型インフルエンザの住民向けの注意書きを載せようと、その程度の意識しかございませんで、基本的には『回覧』と、特に今回はリーフレットに力を入れて、直接お手元に届けるという形で広報をした経緯がございます、ホームページにつきましては今後、もう少し充実させていくように思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 小値賀町の町民の皆さんがホームページを見る割合がどれぐらいだろうかということから言えば、印刷

物で回すことの方が遙に情報提供にはなると、事実上そう思います。

しかし、私はホームページを見る人が何人かということよりも、そういうふうなところの一端を見て、町が危機感を持っているかどうかということが、そこから判るんです。他の自治体を見ますと、佐世保市でも長崎市でもずうっと早いうちから『緊急告知』という欄を設けて、そして県民に情報を知らせるといふことをやっております。

小値賀町ですね、情報として一回入れてます。今のホームページの中から消えています。それは新着情報として新しい情報が入って来ると、一段目から消えていきますので、今消えています。でも、確か四日ぐらい前までは一番ケツにありました。それを開いてみると、「熱が出たら相談窓口へ相談してください。」と書いてある。その中に、どういう症状だということについてですが、「体調不良の方」と書いてあります。体調不良というのは、他のことでも体調不良になったりしますが、そういうふうなものをもし、たくさんの方が小値賀町で見てたらですね、かなりのところで相談窓口に相談が殺到したんではないかというふうに思います。

これについては新型インフルエンザ、今流行っているものは、こういう症状だということがもう大体判っていますので、高熱で三十八度以上の方とか、嘔吐されている方とか、倦怠感がある方とかというね、細かい症状があるんですよ。それをひっくり返して「体調の悪い方」というのはどういふことだろうかかなあと私は思いました。それだけ、この問題に対する姿勢が少し甘いのではないかなあというふうに思っておりますが、そういうことでしょうか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 私の方からお答えいたします。

このインフルエンザ関係等につきましてはですね、担当課長会議が二回ですかね、今はまた増えているようでございますが、私たちもこのタミフルの備蓄とかですね、いろいろの問題で町村会だけをしてですね、確か、向原先生、小値賀にしよっちゅう来ていたでいてるんですが、医療官の方が厚生省の方からも来て、どうあるべきだというふうにいると説明をですね、約一時間かけて受けました。その中で、まだ九州がちよつと今入っていないし、そういうことで、今の専門家によると、弱い毒性ということで「普通のインフルエンザと変わらないような対応でいいですよ。」というように今までお知えられて、ただ防護服等についてはちゃんと備えてですね、そして防疫担当の職員には着せて、そしてちゃんと対応するような格好で、それで今、昨日、アメリカの方から来ましたが、もし、その人たちが熱が出た場合にどうするかというこ

とで、これは診療所の方とちやんと相談して、それでもし疑いがあるということであるですね、勿論、今入って右側の病棟は普通の一般病棟でございますので、左側の方ですね、リハビリ室ですか、あそこをちやんと隔離させるということで、それで一応その患者がもし出るという疑いがある場合には、船ですね、チャーターして、多分『はやて』になると思いますが、ちやんと防護服を着て、それで車もですね、もう固定するような格好で、運転手からですね、付き添いから、看護師からということ、防護服を着て搬送というような格好のマニユアルはですね、出来ているわけでございますので、また、上五島の方はですね、その体制を執っているということ、今のところ、あんまり町民の方に過剰な宣伝をしてパニックにさせる必要はないと、特に今度夏になると、農山漁村の小学生がたくさん来ますし、民泊とか、野崎の自然学塾村ですね、せつかく今度ですね、予算も、もう二段ベッドが古くなつて畳の部屋にしてということ、盆までのうちにですね、早急に改造をするような格好になっているわけでございますので、先ほど言う、インターネットでの「具合の悪い人」じゃなくて、「高熱の方」とかでですね、いろいろお知らせするあれば、もう一回考えたいというふうに思っておりますが、やはりトイレのノブとか、いろいろの所の消毒ですね、そういうのを徹底するような格好で今後、また民泊とかいろいろの旅館業等に対してはですね、指導していきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 町長おっしゃるように、今流行っているインフルエンザについては、パニックになるということの方が問題ですから、それはあまり過剰に住民の皆さんも心配しないようにということは、そのとおりだと思います。

ただ、発生した当初は、弱毒性かどうかというのは判らなかつたんですよ。判らなかつた時点で、危機感を持つかどうかというのが大事なんです。私は、この質問の主旨は、強毒性の鳥インフルエンザを中心としたH5N1型の時にどうするかという問題です。つまり、それが発生したとき、「いや、大したことないよ。」というように、今回のように高をくくつたら危ないと思っています。ですから、危機感をまず持ちましょうという意味で、今回の時には危機感が足りませんね、という話をまずさせていただいているわけです。

そこで、別に今のインフルエンザの危機感をあおるつもりはありませんが、ただ、これから流行するかも知れないという、本来、このマニユアルをですね、厚生省も作りました。長崎県も作りました。で、小値賀町も作りました。それは大体、鳥インフルエンザを想定して作ったんですね。ですから、本来、その本番が来るときにどうするかということも考えながらで

すね、我々は今のことから学んでいかなければならないと思っっています。

そうなりますと、先ほど、体制は、発生した場合は、そうやってみんなと診療所での扱いが一般と違う所に置きますと、それから、船上五島の保健所の方に搬送しますと、その体制はこういう体制でやりますという事は、もう既にきちっと決めて、それはもう実行できるところまできてますと、ご安心くださいということについては解りました。

それでは、今回のことを基にして何を学ぶべきかということについてお伺いをします。

まず、小値賀町にとつては、一番、外から入れないことであります。日本が外国から入れないように必死になったというのは、島国だからそれが出来るわけでありますが、これだけ頻繁に外国に旅行しているということであれば、外国から入ってくるのを止めることは難しい、まあその通りです。しかし、小値賀町において、小値賀町の皆さん方が、半数以上がですね、常に東京に出かけているとか、神戸に出かけているとか、大阪に出かけているというようなことは、そうないわけですから、水際で止めようと思つたら、私は止められないことを思います。

であればね、この対策本部を作ったときに、その下に防疫消毒班というのがありますが、これが本来、水際対策を担当する部署になるのでしょうか。その場合、どういうふうな水際対策をするのか。厚生省は、「サーモグラフィ」と言うんですかね、熱感知器、それでもつてまず熱があるかどうかというのを調べようとなりました。小値賀町においては船しかないんですから、港でそれを徹底すればですね、ある程度抑えることができるということがまず第一段階であります。第二段階として、仮に発生したとしても、それを一人、或いはその家族だけで止めるという方法が第二段階としてあります。第三段階として、不幸にもそれがかなりの数が発生をしたという場合においてどうするかという問題が、第三段階として私はあるだろうと、大きく分けてそう考えます。

まずは、第一段階をお伺いします。そういうふうな外側から入ってくるものをどうやって遮断するかということについては、どう考えているのか伺います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） この熱感知器がですね、これは市町村会と一緒にいろいろな県の方にもお願いをして、特に対馬の方がですね、財部市長さんが質問したんですが、韓国からの方がたくさん来ると、それで別荘も持っているということで、熱感知器ということで「貸し出しが出来ないのか。」というふうな質問したんですが、今のところですね、機材不足という

ことで今言われております。

今、上五島の保健所等もですね、いろいろ話はしているんですけど、ああいう大型でなくてもですね、簡易の熱感知器をするような格好の機械が出来るんじゃないかということは聞いておりますので、今、県の保健部の方とも相談しながらですね、もし、そういうのが近いうちに購入が出来るか、もしかしたら、リースで出来るものか、そういうのは相談いたしておりますので、まず、そういう簡易感知器をですね、お借りするか何かしてですね、それで熱があった場合には交流センターか何かを隔離施設のような格好にして留め置くという方法が一番いいんじゃないかというふうには思っておりますし、今、都会ではですね、ホテルとか旅館を一軒貸し切るといいう、そういうところまで私はまだしないで、まあ交流センターであれば人里離れているし、隔離できるといいうことで、そういう考えではおりますので、なるべくですね、そういう機械等については、購入できるように努力したいと思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 行動計画についても見直しを図って、今後、そういう役場全体で担当を決めてですね、そういうふうな形で対応するマニュアルをしっかりと作ると、或いは行動計画を作るといいうことでございますので、大変期待をしておきたいと思いますが、それに是非活用しておいてほしいと思ったのは、実はですね、五月の十六日に神戸で所謂、渡航暦のない高校生から発症しました。実はその時点で私は三ノ宮におりまして、神戸から京都に行つて、京都からこっちに帰つて来たんですが、もし、私が感染してたらどうしようかと思いましたが、それで、住民課に言つてですね、それでずうつと隔離じゃないが、私も外に出ようとはしません、ずうつと見といてくれといいうことで、そういうふうな形をとるべきではないかなあといふふうにも思ったり、ずいぶん心配をいたしました。

で、大変身勝手でございますが、これを黙つて、感染が広がったときに、黙つてればどこから感染したか判らない。しかし、自分で申告しておけば、「ああ、立石から始まった。」という話になるなあといいうことも思いました。そうするとですね、言いたくないなあと思うんですよ。これでは困るんですね。で、そういうのをどうやって防ごうかと。つまり、「私は今流行っている、こういう地域に行つてきました。」と。で、それについては、発症するのに例えば三日か一週間かかるとすれば、その間ちよつと外出を控えます、或いは役場に行くのを控えますといいうことを認めてあげたり、職場が認められるような状況にあるのか、或いは重要な会議のときに「何で出てこんか！」と言われる。そういう問題をどうするのかとい

ことをですね、細かく考えていったら、これは大変なことだなあと思いました。それに対してどうするのかということはね、私はそのときに実は住民課長と途中で船で会ったんですよ。住民課長にもしようついたら、一番基本になる人間がですね、私のせいで倒れるという話になると、これはやばいなあとというふうに思ったりもいたしました。そういうふうなことを考えていきますとね、やっぱり住民の皆さんも意識が必要なんです。そういうふうな方々には、ちゃんと申告をしてくださいと、即、町長が言うように、どっかに隔離するという話ではなくて、勿論、感染してないかも知れないんですから……。ただ、それは情報として町が把握しておくという状況は作れないのかなあというふうに思いました。

その辺のところは、どうなんでしょうね。降りるときに『質問の紙』を出してですね、それで、「ここ二・三日のうちに神戸に行ったことありますか？」とかね、「発症している所通ったことありますか？」とか、「ちよつと鼻の具合が悪いというようなことありませんか？」とか、そういうことをですね、降りる船のところでお渡しするとか、まあ国でやったのは飛行機の中でやったようにですけど、そういう体制まで執れんのかというふうに思うんですが、如何でしょう。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今の状況の中では、ちよつとそれよりも如何にどうするかというのはですね、一応、私もいろいろ私なりに考えたんですが、実は私、役場に入って直ぐ、浜津の赤痢が入りまして、半年間、業務を机に座らなくて現場を回ったという経緯があります。

それと、東南アジアからの第一回の難民船が来たときにも、ちよつと担当としておつてですね、漁協の研修センターに宿泊させるとか、いろいろあったんですが、それは私たちは断つて、私と田中所長とですね、船に行つて、いろいろと検温とか、それから聞き取りとか、診察をしたという経緯があるわけですが、やはり水際で止めるのが一番で、なるべくだったら小値賀町に上げないというのがいい訳ですが、町民の方とかなですね、町内の親戚の方が来た場合にはやはりそういうふうに自宅で待機しとってもらつて、そして熱があつたら直ぐ知らせるといふような格好の関係はですね、是非執らなければいけないと思つておりますが、こういうのもマニュアルの中にちゃんと織り込んで、全課長で作るわけでございますので、それぞれ担当・担当ですね、知恵を出し合つて作りたいというふうに思つております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） なるべくなら水際でということ、その重要性というのはお解りだと思つてますが、これから後、第二弾・

第三弾のお話をしますが、それを考えたときに、逆に戻つてくると、必死で水際で止める以外に毒性の強いものが入ってきたときにはもう無いんだということに私は言及したいと思います。今のところ、それで水際のことには置いておきますが、じゃあ今度は、残念ながらいったん入ってきたという時には、例えば、一人・二人ぐらいの時には上五島へ運ぶというふうになつてるといふことでありますが、先ほど、町長が「防護服は『三』用意してある。」という話を聞いたんですが、私の聞き間違いじゃありませんね、確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 三十着でございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 三十着が妥当な線であるかどうかというところを、少し議論をしたいと思います。

まず、確認をします。この防護服は、洗って再度使えますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 洗うということじゃなくて、もう使い捨てになろうかと思ひます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 使い捨てなんです。

そこで、一回につき、船に乗せて上五島まで運ぶというときに、まず、医師が多分診なきやいけないでしょう、看護師がいるでしょう、その前に、住民課の保健搬送班等が担当するでしょう、で、保健師も入るかも知れません。そこに車で移送します。移送するときに一人またかかります。それで船に乗せると、向こうから船が来ればいいけれども、こちらの『はやて』等を使うという話になると、『はやて』の船長が要ります。ということになると、一回に六人から七人必要だという話になります。そうすると、それが別々に、二人一緒とかという話ならいいけども、三人の時に、三回あつたとすると、その三倍になります。そうすると、三回は優に終わるんです。

今言ったようなことが二日か三日のうちに三人が出たとした場合、三十着を用意してて、そして補充するのに時間的に問題はありますか？そして三十着でいいと思ひますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 当初の場合は、三十着につきましては、まだ九州に上陸していないときということですね、こういうふうには長崎県に入ったということであれば、当然、防護服等ももう足らなくなりますので、一応ですね、七月でちよつと臨時議会等も他のあれがありますので、九月の議会では間に合いませんので、防護服の関係はですね、今度、臨時議会で補正で上げたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの三十着の防護服は、診療所の分も含まれていますか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 担当課長からの話では、もう診療所と住民課で三十着というふうには聞いております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 防護服の身に着け方というのについては、事前に講習は行われているんですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 詳しくなると、ちよつと答弁が分かりませんので、間違つたことを言っちゃいけませんので、住民課長に答弁させます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

保健所指導で、三月の二十六日に、役場の若手職員を中心に約二十五名ほどが着脱の講習を受けております。

それと、町長のお答えの中の、三十着の件ですけれども、実際に上五島に運ぶとき、若しくは先生が診るときというのは、必要最小限の人間しか接触しないというふうに考えておりますので、服を着るのは一回に二名と、しかも『はやて』を使うときには船長は別室にいらるので必要ないと、そういうふうな保健所の判断でございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） それじゃあ、一回につき、二着か三着ぐらいでいいんだということですね。本当にそうなのかどうかは、これから検討すると思いますので、そういうことに期待をします。

具体的に、今の弱毒性のインフルエンザが幸いにもそういうふうなケースを出していますから、本当に神戸とか大阪とかが、

一人につきどれぐらいの人数が当たったかということとは調べれば判ることです。私は二人ぐらいの問題ではないだろうと思つてますが、そこはよく調査をして、資料に基づいて是非検討し直しすることを求めたいと思います。

それから、『はやて』の船長さんは離れているから、「つていう話があるけれども、本人にしてみりやあ気持ちのいいもんじやないでしょうねえ、それを、「いやあ、大丈夫ですから。」と言うということと、それからその船帰つて来て、恐らく消毒するんでしようけれども、消毒する間、その船長は他の所に移動できませんよね。そういうふうなことも考えると、本当にそうかなあというふうには思いますが、その辺は今後検討するということで期待をしたいと思えます。

それでは、残念ながら、三人ぐらいじゃ止まらなかった、それ以上に感染が起ったという時のことを、お伺いをしたいと思えます。そのときには、先ほど町長は、「交流センター等を使って、そこに収容をしてやりたい。」と、「それ以上拡大しないようにしたい。」ということですが、いったん拡大が始まったときにはなかなか止めようがないということでございます。で、数は相当増えるだろうなあというふうに思えます。

厚生省は、この鳥インフルエンザ関係の、毒性の高い新型インフルエンザが蔓延した場合、全国で二五%の感染があるだろうという数字を出しています。その中で、死亡する人数を約、確か二%というふうに計算をしています。それをそっくりそのまま小値賀町に当てはめると、当てはめられないと思えます。人口密集地の方が高く感染しますからね、当てはめられないと思うけれども、それを仮に、単純に小値賀町に持つてくると、死亡者の数は六十人です。で、それは恐らく東京辺りの観点ですから、そんなになるとは思いませんが、でも、少なくともそれだけの危険性があるんだということを認識しなければなりません。で、感染する人たちというのも何百人もなるんですよ。その数字で、パーセンテージで計算すればね。ですが、小値賀では三桁までは行かないだろうとは思いますが、もし仮にそういうふうに二桁以上の人間が発症したという場合において、診療所と交流センターと分けたときに、先生の数はどうなるんでしょうか？今の診療所で対応している先生が、二人が一人になって、そしてもう一つは、看護師が今の状態でも足りないのに、それはどう対処するんでしょうか？その辺のところは、どう考えていますか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 私の場合は、初期の分のしか、いろいろ情報は得ておりません。

課長の方が十日ぐらい前だったと思うんですが、詳しいことはまた住民課長の方からですね、お答えさせたいと思います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この強毒性の新型インフルエンザの一番のポイントになるのは、やはり蔓延期の医療体制であることは間違いないことで、そこが小値賀町の一番のネックになるだろうと、そういうふうには認識は議員と同じように持っております。

そういう中で、保健所の方に外部からの応援が出来るのかどうかとか、そういうった投げかけもしておりますが、回答はいただけません。というのは、小値賀だけが蔓延で、他所は平常時であれば、当然応援はいくらでも出来るわけですが、小値賀が蔓延のときは、日本国中蔓延だろうと、そういうふうな状況にあつては、「自分たちの身は自分たちで守れ。」という話になるだろうと思います。そういう面では災害と同じで対応するようにと、それは県の方もそういうことを言っておりますが、長崎県だから離島を考えてほしいということは、県の方には打ち合わせの度には話してはおります。

そういった中で、先生は悲壮な覚悟で、「何としても住民を守る。」というふうにおっしゃっておりますが、先生も人間ですから、やっぱり倒れることもあるかと、そういう中では非常に心配をしております。

そういったことも含めてですね、特に医療関係については、一番これからもっと細かいところまで詰めて行かなければいけないところだろうと思っておりますので、今後、一所懸命やっていきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 小値賀町の置かれた独特な部分というのは、ここなんですよね。これが地続きの所であれば、佐世保の総合病院まで車で走れということでもいいんですけど、うちの場合はそれができないんだということ、それが小値賀町の特徴なんだということであれば、いったん、先ほどの二五％で言えば、小値賀町では七百五十人が感染する、まあ、そんなことはないと思いますが。MAXそれぐらい考えとかにやあいかなですよ。それを基にして考えたときにですね、今の新型インフルエンザはほとんどそういう心配は要りませんが、今度、鳥インフルエンザが流行るかも知れないというときには、実は呼吸困難に陥るといふ可能性が高いと言われています。で、呼吸困難に陥るとすれば、これは「二・三時間待つてくたさい。船で運びます。」ということに間に合わないという類のものです。全部が全部、呼吸困難に陥るわけではありませんが、今言われているのは、多くが、若い人の中に呼吸困難に陥るであろうと言われています。

今、肺炎等の予防注射もあっていますが、大変いいことだと思いますが、寧ろ、本当に大事なのは十代・二十代の人たち

の方が、免疫力が高ければ高いほど、呼吸困難を起すと言われております。

がしかし、小値賀町には、その呼吸困難に対応する『人口呼吸器』が、前に伺ったときには診療所に一つ、携帯用が確か一つということでしたが、それではまったく足りないわけです。で、その人工呼吸器は非常に高い医療器具でありますから、「そう簡単に起こるか何か判らないのに揃えておけません。」というのは、確かに理屈として解ります。なら、それに対応する対応の仕方、無くても対応する対応の仕方をどうするかというのは考えておかなきゃいけないと思います。それについては、どのように見解をお持ちですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

病室にはですね、酸素呼吸器の付いた所というのが結構あるわけですけど、個室とか、前は号数なんかも覚えてたんですけど、今は覚えておりませんが…。ただ、そういうことも考えながら、大住元先生たちとですね、今後話しをしながら、どうした方がいいのかということは検討しながら、そういう酸素ボンベ等についてもですね、どういうふうになるのかというのは、まあリース等もありますし、そういうことも考えながら今後検討させていただければと思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 前にNHKでやった、パンデミックについてのドラマがありました。その中で、最終的に人口呼吸器が足りなくてお年寄りが、「私のはいいから子どもにやってくれ。」っていうふうにして、そういう涙ぐましいシーンがありました。小値賀においては一個しかないんですから、そんなこともほとんどできないんですよ。私がやってたら、「やってくれ。」と言いますけども、それぐらいじゃあ追っかないというような状況が生まれる可能性が高いとすればですね、小値賀はもう絶対に入れないことなんです。入ってしまったら、ほんとにかなりのところの死亡者を出すということになるというふうに私は思ってます。

であればですよ、もう何としてでも、第一段階のところ、徹底的に重点的に我々の対策を考えると。勿論、二・三も作っておかなきゃいけません。それが大事だと。だから、いろんなことで制限が出来ないんだというふうに言って、やりたくても出来ないんですと、こういう壁がありますと、悠長なこと言っておられるかというのが私の考えなんですけども、それについては如何ですか？これは問題点いっぱいあってですね、例えば、佐世保で発生してですよ、そして、うちの高齢

者の皆さんが毎日のように病院に行つてますよね、そうすると、どこで感染して戻って来るか判りませんよね、それについて「行くな。」とは言えないですよ、通院をさせられない、そんな制限を加えられない、そういうときにどうするのか。いやあ、もうこれは大変なことだなあと思つておりますが、そのことも踏まえてですね、まず第一段階を重点的にやるんだということについては如何ですか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） まず第一段階の水際の作戦の強化はですね、それは勿論これが第一ですが、いろいろのあとの分についてはですね、先ほども言いましたように、専門部会等がありますので、いろいろと相談しながら、それで当然、要るであろうという機械等については、ある程度備えていかなければいけないというのは解つておりますので、それは先生によく相談しながら、さっきの防護服も含めてですね、しますので、いろいろとご心配もあろうかと思いますが、いろいろ心配していただいでですね、私たちもまだ問題点がいろいろ出てくるわけですね、ですから、そういうとも全部もうさらけ出して対応するとうふうと思つておりますので、よろしくお願いしたいと思いますと思つております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 私は、最初にお伺いをした、今回のことについて『危機感がない』ということについて、聊か心配だったもんですから、細かいことまで申し上げて、まあそういうことも恐らくよく理解した上で再検討していることだろうというふうに思いますが、ひよつとすると、今回のような危機感のないまま次の段階にこの行動計画まで入つて行つたら、これは大変だなあというふうに老婆心ながら思いましたので、お伺いをした次第であります。

医療体制だけに、或いは検疫体制だけに関心が行きがちですが、神戸の高校生等につきましてもですね、後々、誹謗中傷が出てきましたですね。いやあ、あの問題も大きい問題です。

で、「何でこげんな時に出張で役場の職員が長崎まで行つたとか！」という話になると、発症しなけりやあいいですよ、発症したら、それが最初だと言われれば、「町長は何んばしよつとか。」という話になつてくる、或いは「誰の誰々が、住民課長が発生源ちいよお、小値賀ではそうちいよお、何んばしよつたとか！」つて、まあ言われたりすることもあるかも知れん、そういう問題についてもですね、やっぱり日頃から住民の皆さんには、「そうではありませんよ。」と、「感染を拡大させないためには、自分がそういうところに行つたときには自己申告してください。」ということがちゃんと前もって行き渡

るような事前の情報の提供というのがやっぱりやっていかないと、そしてもし発症しても、発症したその人がいけないではないんだというような、そういう雰囲気の小値賀町では作っておかなければ、もう自分でそういうふうにもし、「やばいな。」と思つても、自分で抱え込んでしまうという場合もあります。それから、人に会うなというふうにしたときに、高齢者の皆さんが一人しか住んでないところに誰も行かないという話になってくると、その人たちをどうやって診てやればいいのかという問題も勿論これに付随して出てきます。そういう問題においても是非、検討を加えてほしいというふうに思います。

今、いろいろと申し上げましたが、もし、今日傍聴に来られている方々の中には、「いや、そんな大変か。」というふうに、今のインフルエンザを心配されると事ですから、最後に申し上げておきますが、私が今心配しているのは、まだ起こっていない『新型インフルエンザ』についての対応でございます。今のインフルエンザについては、タミフルとかリレンザという薬が効くということになっておりますし、タミフル等については前に診療所事務長からも伺いましたが、「四十五人分はストックしております。」ということと、随時、それも増やしたりもすることが出来るでしょうし、対応は十分に今は出来ているので、「今のインフルエンザについては、さほど心配することはありません。」ということを確認しておいて、まだ発生していない、これからのインフルエンザに対しての対策を徹底的にやっていたいただきたいということの主旨なんだということを確認して終わりたいと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今の段階と言うか、最初の段階では何ら問題がないということと、今の弱毒性のインフルエンザについては、もう今でもそういうふうにしたことがなくて、普通のインフルエンザと変わらないということでは思っておりますが、そういうまた新しいですね、そういう変異した場合の対応についてもですね、今後、前向きに検討して、そして予算に計上するような格好で準備したいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	—
—	再開	午前	十一時	二十五分

議長（横山弘藏） 再開します。

七番・伊藤忠之議員

七番（伊藤忠之） 私は、漂流・漂着ごみ対策について、町長にお伺いをいたします。

漂着ごみが日本の沿岸を汚染し、深刻な問題になっていることは、「島」で暮らす住民は元より、漁業者への影響も計り知れないものであります。

四方を「海」に囲まれ、外海の「離島」である本町も例外ではなく、毎年のように漂着ごみ問題を抱え込んでおります。行政として速やかな対応が求められています。漂着ごみと一口に言っても、油や流木、ペットボトルなどのプラスチック製の生活用品や薬品等、危険物の入ったポリ缶、魚網やロープなどの漁業に関する道具など、その種類は多様で、またその発生源も遠くは東南アジアや中国、韓国と他方に広がっております。

本町も大量の原油や流木などにより、大きな被害を受けてきており、最近では、平成十八年に大量の流木が流れ着いて、その処置に多くの住民や漁業者が関わってきたことも記憶に残るものであります。そのたびに多くの費用と人手が必要となり、国・県からの助成制度もあるものの、自治体の財政負担は大きいものとなっております。

本町においても、毎年、地域住民や中学・高校生合同での海岸清掃も行っていますが、処理してもまた次の年も流れ着いて、なかなか処理が進まないのが現状であります。

国は、全国の海岸に大量のゴミが流れ着いている問題を強く受け、今まで誰の負担で処理するかなどを定めた法律が無かったため、今回、環境省がモデル事業として費用を負担する「海岸漂着物処理推進法案」により、明らかにとなっております。

先ほど、町長の『行政報告』の中でも説明がりましたが、今年度、環境省による「漂流・漂着ごみ対策重点海岸クリーンアップ事業」において、漂着ゴミの集積が著しい地域を重点海岸として、本町においては、柳漁港から浜津・斑漁港までが事業の選定を受けております。

そこで、町長に、この事業の助成制度についてお伺いをいたします。

また、長崎県が行う漂流・漂着ごみ撤去事業と環境省災害等廃棄物処理事業の趣旨と補助率も併せてお伺いをいたします。なお、再質問があれば、質問者席にて行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 漂流・漂着ごみ対策についてお答えいたします。

ご存知のとおり、離島である本町において、海岸線の漂流・漂着ごみに関しては、永久的に免れない問題であると認識い

たしております。

議員ご指摘のとおり、本町は四方を海に面しており、その殆どが西海国立公園の指定地域で、また交流人口の増加、U・Iターナーの誘致に力を注いでいる現状の中、美しい海岸を保持することは重要な環境施策であり、毎年、海岸清掃活動を、各地区、学校、各種団体が実施いたしているところであります。

議員がお尋ねになっておられる事業は、「漂流・漂着ごみ対策重点海岸クリーンアップ事業」として、国が平成二十年度の補正予算で計上し、平成二十一年度に繰越事業として実施するもので、景気対策も兼ねた緊急雇用対策事業と位置づけられているものでございます。

この事業は、漂流・漂着ごみを、全額、国の負担で撤去・処理する事業で、長崎県では、小値賀町を含む二市一町の申請が採択されております。各都道府県単位で環境省において入札会が実施されると聞いております。

事業内容を簡単に説明いたしますと、町内の柳地区と浜津地区のそれぞれ三箇所、計六箇所を本事業の対象海岸とし、収集作業を行い、収集物は全てを町外の処理施設に搬出して処理する計画になっております。

今後の漂流・漂着ごみ撤去作業に関しては、町の支出を極力伴わない形での作業を今後とも続けて行きたいと考えておりますが、人口の減少と高齢化による作業従事者の減少、従事者に係る作業負担の増大が予想されますので、今回のような国・県直轄で事業実施が行える事業がありましたら積極的に要望をしていきたいと考えております。

次の質問の、長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業と環境省災害等廃棄物処理事業の趣旨と補助率についてお答えいたします。長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業補助金は、長崎県が海岸環境の保全を図るため、漂流・漂着ごみの撤去等を行う市町に対し、予算の定めるところにより交付するものとされており、現在の補助率及び交付限度額は、離島振興法指定地域である本町は、事業費四百万円以上、補助率十分の七以内、一市町あたりの交付限度額、四百二十万円となっております。

また、環境省災害等廃棄物処理事業は、地震、台風等の被災及び海岸への大量の廃棄物の漂着被害等に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、環境省が被災市町村を支援するもので、事業費が四十万円以上の事業で、補助率は事業費の二分の一、市町村負担分の八割が交付税措置されるものです。

平成十八年度に発生した流木漂着処理事業は、これら両方の補助制度を活用して実施されたもので、平成十四年度に実施した、空港周辺と浜津地区の漂流・漂着ごみ撤去処理事業は、長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業補助金を活用した事業でござ

います。

以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） ただ今、クリーンアップ事業について町長からご説明を受けましたけども、本町以外には長崎県で特に重点地区に選ばれた二市一町ですかね、もしもあれば、説明をもう少しお願いします。

それと、例えば、今回のクリーンアップ事業は全額、国庫補助金が付いております。そしてその事業内容が、もう町外で全部搬出するということがありますけども、これは極力、小値賀町住民を省いて、ある程度の業者であるのかどうか、そこから辺をもうちよつと詳しく説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えします。

当初ですね、この補助申請をしたのは、対馬、それと壱岐・平戸・小値賀ということで、三市一町でございましたが、平戸の方がですね、今回、落ちております。そういうことで、平戸を除くですね、二市一町が実施の該当市町ということになります。

また、事業等につきましてはですね、元請けと言いますか、これは国の方が大手の処理業者を選定して入札をするということで、昨日、会社の方も判っております。まあ東京の方だろうと思っておりますが、勿論、下請けの方はですね、小値賀の業者を使うということで、勿論、機械等もですね、その小値賀の業者がするというところでございますが、人員につきましては、足りない人員はですね、浜津・柳の方から出させていただいて、賃金を出すというふうに聞いております。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 先ほどのあれで、重点海域ですね、その大体の、大幅な距離は判っていますか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 詳しいことは判りませんので、住民課長に答弁させます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

距離につきましては、私も手元に用意しておりませんので、後でお答えしたいと思います。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 例えば、この漂着ゴミの処理をですね、地元の業者で行うということに大体なりそうだと私は私も思ってますけども、例えば、毎年、海岸清掃とか行ってますけども、私の住んでいる浜津地区はですね、毎年、奉仕作業は大体七十名から八十名ほどの地区の住民が、皆さん協力して行っております。ただ、これは、あくまでも私の考えですけども、業者だけで処理できない場合はですね、そういう地区の住民の方にも相談していただければと思っております。

そこで、これはですね、六月の八日に、産業振興課からの回覧板が回ってきておりますけども、この中で、『緊急雇用にかかる臨時職員の募集について』ということがあります。これも漂流物清掃業務ということで一名募集があつてますんで、今回、私の質問する漂着ゴミと関連があると思しますので、事業の内容をできればお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） ある程度のごことは、担当課長の方から聞いておりますが、詳しくなるとちよつと判りませんので、産業振興課長から説明させます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この件につきましては、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、県の『緊急雇用創出事業臨時特例基金事業』というものであります、十分の十、県が出して行う事業の中で、今度のゴミの収集等々につきましては、環境分野で区分されております、海岸漂着ゴミの発生調査及び環境向上のための収集作業という部分で事業を組ませてもらっております。

内容といたしましては、四ヶ月ぐらいをですね、観光が主である海岸線とか、そういったものをいろいろゴミを処理してもらうとともに、例えば、ペットボトルとか、そういったものがですね、どういったところから漂着しているのかと、そういった分析等々も一緒にやっていきたいというふうに思っております。

そういった資料を基に今後どういうふうに対応していけばいいかとか、そういった資料作りを今回はさせていただきますというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） この緊急雇用につきましては、今度の補正予算に上がってましたんで、私もこのことをちよつと聞くのはどうしようかなあと思つて迷つたんですけども、あえて質問させていただきました。

次に、長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業についての、ちよつと一点ほど、質問させていただきます。

この事業もですね、本来ならば、優先順位がありまして、第一番目が外国からの漂流・漂着ゴミですね、そして二番目に広域的な交流事業の一環として実施するもの、それと三番目に地域住民の環境学習の一環として実施するものというのがあります。この二番目の、広域的な交流事業はですね、例えば、『島ごみサミット』とかで行われております、特に対馬とか、隠岐とか、そういうところで反対に漂着ゴミを逆さに取つて、そういう交流人口を増やそうという催しもあります。そして、三番目の、地域住民にはですね、小学生から地域住民まで、漂着ゴミの標本を作つてですね、そういうのを学習の一環として、そして出来るだけゴミを増やさないようにしようという学習問題がありますけども、このようなことに関しては、町長は今後このようなことで、例えば『ゴミサミット』とか、何かを行う予定か何かお考えはありませんか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今ですね、結構、交流人口が多くてですね、勿論、夏場になるんだろうとは思いますが、宿泊とかいろいろ等々ですね、なかなか厳しいんではないかとは思っておりますが、この件についてはまた、担当課と相談しながら、今後進めたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 先ほど、答弁を保留していた件についてでございますが、二・四キロメートルでございます。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） わざわざありがとうございます。

この漂着ゴミはですね、もう毎年毎年のようにすべて我々住民の尽力と、そしてまた費用負担で行つております。しかしながら、先ほども申しましたとおりですね、台風とか冬の時化などですね、毎年、ゴミが集まつております。なかなか先ほど、町長の答弁の真つ先にもあったようにですね、これはもう今から永遠に続く環境問題じゃないかと思つております。そこでやっぱり、ごみ処理についてもですね、今の小値賀町の処理場を考えても、これから中・長期的に綿密な計画を立

てて、そしてそうしながらまた速やかな対応を考えていかなければならないと思っておりますけれども、最後にこの点を町長に伺って私の質問を終わりたいと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今です、全国離島町村会が年一回、総会等です、決議事項等もやっておりますが、そしてまた、各省庁にも陳情をしているという状況の中で、今のこの漂流・漂着ゴミにつきましては、しよっちゅうですね、長崎県では対馬、それから壱岐、それから宇久・小値賀、それから新上五島町、五島市が大体同じ離島であるんですけど、外海離島として認めてもらおうと、それによつて特に、小値賀町の場合でもですね、高齢化が進んでおるのはどこの市町村も一緒ですが、そういうことで、国庫補助金をもらいながら、先ほど言いました、クリーン作業のですね、二十一年ばかりではなくて、今後も継続して、県が、国が、責任をもつて処理をしておうというふうに要望してですね、県の方からですが、国土交通省の方は今後は非検討をしたいというふうに言われておりますので、私はこの事業は単年度ではなくてですね、継続して出来るんじゃないかというふうには思っております。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。

日程第五、報告第一号、平成二十年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 報告第一号、平成二十年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、五月三十一日で額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

繰越しの理由は、平成二十年度、国の緊急経済対策による第二次補正予算に係る事業の「定額給付金給付事業」「戸籍電算化事業」「西町公園整備工事」「子育て応援特別手当支給事業」「診療所給湯給水設備改修工事」「大島漁港改良補修工事」「町道補修舗装工事」「町道流末排水路工事」につきまして、予算の成立が年度末になったため、また、「小値賀町景観計画策定事業」は、コアとなる重点景観区域の設定に予想以上の時間を要したため、「校舎耐震診断調査委託」は、調査の結果の集計に不測の日数を要したためでございます。

翌年度繰越額は、一億六千六百七十七万四千円で、財源内訳は、既収入の国庫補助金二千四百十九万八千円、未収入の国庫

補助金一億一千八百八十一万八千円、一般財源二千三百十五万八千円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） ただ今の説明でちよつと聞き漏らしましたので、再度お伺いをします。

この中で、「予算の成立が年度末になったため」というもので上げられているもの、もう一度お願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これは、国の二次補正予算に関わる事業でございます。 「定額給付金給付事業」 「戸籍電算化事業」 「西町公園整備工事」 「子育て応援特別手当支給事業」 「診療所給湯給水設備改修工事」 「大島漁港改良補修工事」 「町道補修舗装工事」 「町道流末排水路工事」、以上でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 事業の繰越しは解るわけですが、未収入特定財源ということになると、二十年度に入らないという事ですか？未収入特定財源についてちよつとお伺いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

おはかりします。

平成二十年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

よって、報告第一号、平成二十年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、承認されました。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十一分	—
—	再開	午後	一時	二十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第六、報告第二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 報告第二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、五月三十一日で額が確定しましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

繰越しの理由は、この「診療所給湯給水設備改修工事」は、平成二十年度、国の緊急経済対策による第二次補正予算に係る事業で、予算の成立が年度末になったためでございます。

翌年度繰越額は、診療所給湯給水設備改修工事設計業務委託として二百万円、診療所給湯給水設備改修工事として一千八百万円、合計二千万円で、財源内訳は、一般会計からの繰入金二千万円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

おはかりします。

平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

よつて、報告第二号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、承認されました。

日程第七、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

財政課長

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長（西村久之） 議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第三十六号）が、平成二十一年三月三十一日に公布され、平成二十一年四月一日から施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

第一条による改正で、第三十四条の七「寄附金税額控除」、第三十六条の二「町民税の申告」、第三十八条「個人の町民税の徴収の方法」は、税制改正による適用条文の追加及び改正でございます。

第四十七条の二「公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収」は、特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得等及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合には、特別徴収税額に加算して徴収するというものがございます。

第四十七条の三「特別徴収義務者」、第四十七条の五「年金所得に係る仮特別徴収税額等」については、税制改正による適用条文の改正及び文言の削除でございます。

第五十四条「固定資産税の納税義務者」及び第五十六条は、税制改正による適用条文及び文言の追加でございます。

第五十八条の二は、社会医療法人が直接救急医療等確保事業に供する固定資産に係る固定資産税について、非課税措置を講ずるために追加されたものでございます。

第五十九条「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」、第九十三条「卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合」は、税制改正による適用条文の改正でございます。

附則第七条の三「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」、附則第七条の三の二は、税制改正により、平成二十一年度分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を減額することができるといふ条文の改正追加でございます。

附則第八条「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」、第十条「読替規定」、第十条の二「新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」については、税制改正による適用条文の改正でございます。

附則第十条の三「阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」については、平成二十年度で適用期間が終了しましたので、削除するものでございます。

附則第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条、第十五条の二に係る固定資産税及び特別土地保有税の課税の特例期間を平成二十三年度まで延長するものでございます。

附則第十六条の三、第十六条の四、第十七条に係る上場株式等に係る配当所得、土地の譲渡等に係る事業所得、長期譲渡所得に係る町民税の課税特例は、税制改正による適用条文の改正追加でございます。

附則第十七条の二「優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」については、税制改正により適用期間を平成二十六年まで延長すること及び適用条文の改正でございます。

附則第十八条、第十九条、第十九条の二、第二十条、第二十条の二、第二十四条の四に係る町民税の課税の特例については、税制改正による適用条文の改正追加でございます。

第二条による改正は、第十条の二「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」について、税制改正により適用条文の追加及び改正でございます。

第三条による改正は、附則第一条「施行期日」は、適用規定をそれぞれ改正するものでございます。附則第二条「個人の町民税に関する経過措置」は、認定特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業及び特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律による事業の追加、上場株式等に係る課税配当所得及び課税譲渡所得に係る町民税の所得割の額を一律百分の一・八に相当する額とすること、また、適用期限を平成二十三年十二月三十一日までに延長すること、及び税制改正による適用条文の改正追加及び削除でございます。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、その定める日から施行する。

第二条の規定及び附則第三条第三項の規定は、平成二十一年六月四日、第一条中、町税条例附則第七条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例附則第八条第二項の改正規定、同条例附則第十六条の三第二項第一号の改正規定、同条例附則第十六条の四第三項第二号の改正規定、同条例附則第十七条第三項第二号の改正規定、同条例附則第十九条の二及び第二十条の改正規定、同条例附則第二十条の二第二項第二号の改正規定、同条例附則第二十条の四第二項第二号の改正規定、並びに同条第五項第二号の改正規定は、平成二十二年一月一日、第一条中、町税条例附則第七条の三第三項、第十七条第一項及び第十七条の二第三項の改正規定、並びに第十八条の規定は、平成二十二年四月一日、第一条中、町税条例附則第二十条の二第一項の改正規定は、平成二十三年一月一日、第一条中、町税条例第五十四条第六項の改正規定は、農地法等の一部を改正する法律「平成二十一年法律第三十二号」の施行の日、町民税に関する経過措置は、第一条の規定による改正後の町税条例附則第七条の三の第三項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の住民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する町民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

新条例附則第十条の二第三項の規定は、平成二十一年四月一日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第一条の規定による改正前の町税条例附則第十条の二第三項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） この条例改正規定の中には入ってはいないようですね、朝ですね、財政課長からいただいた『平成二十一年度地方税制改正の専決処分事項の要点』というところですね、⑫ですね、「平成二十一年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に三千三百円を乗じて得た金額とする。」と…。

従来はですね、町民税と県民税の案分率で掛けて、県からの交付金はいただいていたと思うんですね、納税義務者に三千三百円を乗じた額とですね、小値賀町の場合、税が少ないですから、この方が有利かと思えますけれども、どちらが高いでしょうか？収入は…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これにつきましては、平成十九年度から条例改正でも、前改正したと思えますが、適用年度を少し二十一年度まで延ばしたということございまして、平成十九年度が四千円ですね、二十年度が四千円、今年度が、今おっしゃいました三千三百円でございます。

これは、従来の手数料からしますと、大体二・五倍の取扱手数料になるかと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二八号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第八、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第三十六号）が平成二十一年三月三十一日にそれぞれ公布され、同年四月一日から施行されることになりました。これに伴いまして、早急に国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、三月三十一日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

第二条の改正は、介護納付金課税額の限度額が九万円から十万円へ引き上げられたことに伴う改正でございます。

第二十三条の改正は、第二条と同様に介護納付金課税額の限度額が九万円から十万円へ引き上げられたことによる改正及び税制改正による「上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例」の追加、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例」の追加、並びに適用条文・文言の改正でございます。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の事項に掲げる既定は、その定める日から施行する。

附則第二項の次に一項を加える改正規定、附則第三項の改正規定（同項を附則第四項とする部分に限る。）、附則第四項の改正規定（同項を附則第五項とする部分に限る。）、附則第五項の改正規定（同項を附則第六項とする部分に限る。）、同項の次に一項を加える改正規定、附則第六項及び第七項の改正規定、附則第八項の改正規定（同項を附則第十項とする部分に限る。）、附則第九項の改正規定、附則第十項の改正規定（同項を附則第十二項とする部分に限る。）、附則第十一項の改正規定（同項を附則第十三項とする部分に限る。）、並びに附則第十二項の改正規定（同項を附則第十四項とする部分に限る。）は、平成二十二年四月一日、附則第三項の改正規定（「第二十五条第一項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。）、附則第四項の改正規定（同項を附則第五項とする部分を除く。）は、平成二十二年四月一日、附則第八項の改正規定（「事業所得」の下に、「譲渡所得」を加える部分に限る。）は、平成二十三年一月一日、適用区分は、改正後の小値賀町国民健康保険条例第二条第四項及び第二十三条の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、専決処分事項の承認を求めることについての概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） これは、介護納付金の税額の上限を定めるということでありますが、これは確認をしておきます。

東京都におけるところの在住の人も、小値賀に住んでいる人も該当する人間は、最高額「十万円」ということでよろしいんですかね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） そのとおりでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 小値賀町においては、この限度額を払うことになる人数というのは何人ぐらいだと把握しておりますか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） その件につきましては、人数は、住民課長の方で把握していると思いますので、住民課長にお願い
します。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 申し訳ありませんが、今、手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきますと思
いますが、以前、国保税の限度額の方が約五件程度だったかと覚えておりますので、正確な数字を後でお知らせしたいと思
います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二九号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第九、議案第三〇号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第三〇号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第六号）について、去る三月三十一日付で、地方債の借入限度額が確定したのと及び国の緊急経済対策による二次補正予算「地域活性化・生活対策臨時交付金」事業に翌年度へ繰越す事業を追加することに伴いまして補正予算の必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、専決した次第でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ二百三十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億四千八百九十万円としております。

第二条「繰越明許費の補正」は、診療所給湯給水設備工事繰出金の追加及び戸籍電算化事業の減額変更でございます。

第三条「地方債の補正」は、「柳漁港地域水産物供給基盤整備事業」及び「野崎島自然学塾村施設整備事業」の借入限度額をそれぞれ変更するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、二十款・町債、一項・町債、四目・農林水産業債を二百七十万円増額、同じく五目・商工債を五百万円減額し、町債の総額を二億三千八百六十四万円としております。

歳出では、二款・総務費、三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費を九百万円減額し、戸籍住民基本台帳費の総額を四千八百二十三万五千元としております。

五款・農林水産業費、三項・水産業費、五目・漁港建設費、六款・商工費、一項・商工費、三目・観光費、七款・土木費、二項・道路橋梁費、二目・道路維持費は、いずれも財源調整でございます。

十三款・予備費を六百七十万円増額し、予備費の総額を一千四十七万三千元としております。

以上、専決処分事項の承認を求めることについての概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。 松永議員

九番（松永勇治） 予算の内容ではございませんけれども、毎年ですね、予算の専決処分については提出されることに法律の規定に基づいた事由によるものかというようなことで、質疑が交わされますけれども、平成十九年度一般会計最終補正はですね、特別交付税の確定と地方債の変更などに伴いまして、二十年の三月三十一日に臨時会を招集して、議案第三三三号、『平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）』を提出されて、臨時会で議決しているわけですが、補正額の多少に関わらず、法律に基づく手続きを執るべきだと思いますけれども、専決処分の事由をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

前段の、昨年、三月三十一日付けで臨時議会を開いていただきましたけれども、それはそのときにですね、これで言います、野崎のですね、自然学塾村の整備工事の分があつて臨時議会を開いた経緯があつて、そのときにですね、特交ですね、そういうふうなものも一緒にさせていただきました。

今回の場合は、特別交付税をなぜ入れなかったかと言うと、議会を開く暇がないとか、そういうふうな専決処分事項に対するですね、専決処分をしてもいいという事項に該当するものがありますので、その分については、今度は補正させていただきますいております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、四つの理由があるわけですね、百七十九条の規定にはですね…。暇がないとか、いろいろ、議会を招集できなかったとか。そういうふうなことじゃなくて、その理由ではありませんね…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えいたします。

今回の場合は、その「議会を開く暇がない」ということで、専決させていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に、歳入全般にわたり、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費補正』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三〇号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三〇号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

おはかりします。

日程第十、議案第三一号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第十一、議案第三二号、小値賀町有めす牛貸付事業基金条例の一部を改正する条例案については関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、日程第十、議案第三一号、日程第十一、議案第三二号を一括議題とします。

議案第三一号、議案第三二号の提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹(蛭子晴市)

議案第三一号と第三二号は関連がありますので、一括して上程いたします。

まず、議案第三一号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例は、昭和五十五年有畜農家の普及と和牛の改良、増頭を強力に推進し、肉用牛生産基礎を確立するとともに、農業生産の安定に寄与するために制定されたものです。

本貸付事業の利用により、若い牛への更新及び増頭が進められ、現在、八百頭を目標に増頭が進められています。

しかし、昨今の子牛価格の低迷と飼料や肥料などの高騰により、畜産農家の経営は圧迫され、大変厳しい状況にあります。

そこで、和牛部会や和牛改良組合の関係者との協議のもと、貸付頭数や貸付期間を改正するため、本条例案をご提案いたします。

それでは、改正条文の内容をご説明いたします。

現行と改正案の対照表を最後の頁に載せておりますので、それを使用して内容の説明をいたします。

まず、第四条の貸付期間ですが、現在、五年以内ということで、二年据え置き三年償還ですが、七年以内にする事で、据え置き二年のあとの三年間で償還していたものを、五年間で償還することになり、償還の負担を減らすものです。

その前の頁の別紙をご覧ください。この改正に伴い、様式一号をこのように変えるものです。

また、最後の頁にお願いします。また、第二条第一項の改正は、第四条での貸付期間が、「五年」から「七年」と長くな

ったことから、その期間の貸付頭数を「三頭」から「五頭」に改めるものです。また、特例を設けておりましたが、但し書き以降の条文を削除するものです。

また、附則の適用区分において、すでに貸し付けられ、償還中のものにも適用するため、「この条例第四条は、改正前の条例の規定に基づいてすでに貸し付けられ、償還中のものにも適用することができる。」と謳っております。

次に、議案第三二号、小値賀町有めす牛貸付事業基金条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする小値賀町有めす牛貸付事業基金条例は、ただ今、改正案を説明いたしました条例の目的達成のために設置された条例です。

それでは、改正条文の内容をご説明いたします。

現行と改正案の対照表を最後の頁に載せておりますので、それを使用して内容の説明をいたします。

第二条において、基金の額及び積立てを謳っております。

当初は四千万円の額で施行されましたが、今回、「小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例」において、償還期間を五年から七年に延ばす提案をいたしました。その分、償還の回数が遅くなりますので、新たに一千万円を積立て、また、これまでの基金の運用から生じた収益が約四百万円ありますので、それを合わせて改正後の基金の額を五千四百万円と決めました。以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

八番（立石隆教） 議長、八番、議事進行。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） まず、審議に入る前に、進行上の問題で指摘をします。

先ほど、専門幹が冒頭に申しておりました「一括して上程します。」ということは、取り消していただきたいと思います。

一括して審議するかどうかは、議会の専決事項であります。それを、執行部の方が「一括でやってください。」ということとは出来ません。

したがって、「一括して上程します。」とは、間違っています。

それからもう一つ、「上程する」とは、議長がこの議会において、「この議案をやります。」ということを行ったときに、上程しているんです。

したがって、貴方が説明するときには、上程するものではありません。

その二点が間違っておりますので、先ほどの、冒頭に言った言葉は取り消していただきたいと…。削除していただきたいと思えます。

お取り計らいをお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午後 二時 四分 ―

― 再開 午後 二時 四分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

どうも失礼しました。

一括してご説明したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） 質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 議案第三二二号関係の基金条例の一部改正の件ですが、四千万から五千四百万に増額しておりますけれども、基金の現在高をお尋ねいたします。現在のですね…。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

四千四百五十三万一千二百十五円です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） 小値賀町有牛の貸付枠の拡大につきましては、厳しい農業経営の中、大変ありがたいことだとは思っております。

しかし、条例の中身を見ますとですね、貸付条件について、若干危惧するところがあります。

例えば、第一条の目的には、「和牛の改良と増頭を強力に推進する。」ということになっておりますが、第三条の貸付条件の中には、「この事業以外に方法がない者、或いは高齢のために早急に更新が迫られている者」など、更新牛の貸付を対象とした貸付条件ということと理解しておりますけれども、増頭するときの、貸付は町としてはどのように考えているのかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

議員さん、ご指摘のとおり、三条には「増頭」という言葉は入っておりませんが、目的を規定しております第一条と、貸付けを規定しております第二条から読み取れるところは、増頭の趣旨のことであり、そのための条例であると考えております。また、これまでもそのように運用してきました。昭和五十五年当時は、高齢牛が多く、それを如何に若い牛に更新するかが大きな課題であり、そうすることにより維持し、尚且つ増頭に繋げたいという考えがあったものと思っております。これまで同様、執行部としましては、本条例の目的に沿って運用していきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） ということは、増頭に対しても伝い無く貸し付けるということで解釈してよろしいんですね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

これまでもそのようにしてきましたし、これからもそのようにしたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） これは、仮にあった場合のことですが、貸し付けた場合にですね、その本人が、例えば、経営上行き詰って破産となった場合の、町としての対応はどのように考えておられるかお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

今までそういうことはありませんし、滞納ということもありません。

しかし、これから先、どういうことがあるかは判りませんので、基本的には返してもらいたいというふうに思っておりますけれども、その状況によつて考慮するところもあるかも知りませんので、そういう事態が生じたときに、また検討させてもらいたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） この条例の中ですね、ずうっと読んでもですね、そういう規定が入っていません。今おっしゃるとおりですね。

で、こういう全体が不景気な状況の中ですね、この条例の中ですね、ある程度、条文を入れとかなとですね、そのときになってからですね、「対応します。」って言うてもですね、ある程度の基準って言いますか、町長の判断という話になるとでしょうか、ある程度の基準を設けて貸し出すというのが、やっぱり本来の姿じゃないかなと私は思うんですが、如何でしょうか。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） この条例の改正につきましては、今の子牛価格の低迷の中に、八百頭を目指すということで頑張っているわけでございます。

そういうことで、勿論、別に飼料の一個の補助金等も今度出すようにはいたしておりますが、倒産とか何とかということについてはですね、そういうところまで今のところは考えないで、一緒になってですね、増頭をしようというふうに計画しているわけでございますので、そういう条文は要らないんじゃないかと私は個人的には思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 今、町長の答弁にちよつと…、あまり深くは追求しませんが、個人的には町長は「そこまで考えんでもいいんじゃないか。」という話ですが、それは町長のポケットマネーならそれ構わんでしようけど、これは公金ですから、ある程度の線引きは、私はすべきと思います。

そうしないですね、後で「どうするのか。」という責任問題が発生するんじゃないでしょうか、と私は思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 議案第三一号のですね、めす牛の購入で、別紙の様式の中にですね、『連帯保証人』というのを書き込んであるんですよ。

そういうことで、それ以上ですね、連帯保証人もあるんだから、それ以上は要らないんじゃないかということを、先ほどは言ったつもりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの宮崎議員の関連なんですけども、第三条のところ、先ほど、専門幹の説明では、「現状はかなり柔軟に対応しております。」ということ、話がありましたが、この第一・第二・第三についての、「次に掲げる者」として書いてある以上は、これに則つてやるといことになるんですけども、もし、そういう現状がですね、この条例と合っていないということであれば、条例を改正するというのが先ではないかというふうに私は考えているんですが、柔軟に対応するということも結構ですが、それが所謂、これを多分作った時よりは、ずっと小値賀におけるところの、和牛の農業に対する割合というのは高くなっているはずなんです。

そこで、こういうふうな制限を設けるということがどうなのかなあという検討はどうなんでしょう、する必要はないんでしょうか、そのつもりはないんでしょうか、担当に伺います。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

ご指摘のとおり、「増頭」という言葉がそこにはありません。ですので、もしですね、今のままではちよつと都合が悪いので、次の改正ですね、それを入れることが出来るものであれば、入れたいと思いますし、それまでの間は、今のままで運用させていただきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第三一号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三一号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三一号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第三二号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三二号、小値賀町有めす牛貸付事業基金条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三三三号、小値賀町有めす牛貸付事業基金条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第三三三号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第三三三号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

今回の条例改正は、設置に係る条項の「別表第一」の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

川久保団地につきましては、老朽化に伴い、平成十九年三月に解体いたしておりますので、削除いたしております。

南川団地、水の下団地、上ノ坂団地につきましては、所在地の番地の数字の桁区切りのコンマを削除いたしております。

小浜団地につきましては、所在地の番地の数字の桁区切りのコンマの削除及び新小浜団地の建設に伴い、一部を残し解体いたしておりますので、所在地の変更をいたしております。

六島団地につきましては、昭和六十二年台風十二号による家屋倒壊等の激甚災害により、昭和六十二年、六十三年で町営住宅として十五戸が建設され、その後、平成十二年に十四戸を地元払い下げ、現在一戸が町営住宅として残っておりますので、所在地の改定をいたしております。

小浜団地に隣接する形で、平成二十年三月に完成しております三十戸を追加するものでございまして、名称を「新小浜団地」、位置を、「笛吹郷字潮井場一三三二番地一から一三三七番地まで」とするものでございます。

市司団地につきましては、平成二十年三月に細川建設所有の住宅八棟を買い上げ、町の所有となりましたので、名称を「市司団地」、位置を、「笛吹郷字山元一〇四二番地三」とするものでございます。

なお、附則といたしまして公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用するものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三三三号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三三三号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第二四号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第三四号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

今回の条例改正は、平成十八年度から着工しておりました斑地区漁業集落排水事業が、平成二十一年三月末に完成し、供用開始しておりますので、本条例の別表に追加するものでございまして、処理区域を「斑島処理区」として、斑在、斑浦の範囲、処理場の位置としまして「小値賀町斑島郷九三四番地四〇」といたしております。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用するものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三四号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三四号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

住民課長（中川一也） 議長

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 先ほど、立石議員のご質問に答弁を保留しておりましたので、ご報告いたします。

医療分よりも若干、介護の分は件数が多くて、十一世帯が限度額になるようです。

議長（横山弘藏） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、六月十八日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 二時 二十四分 散会 ―